

山梨県立産業技術短期大学校女子トイレ改修工事に係る 一般競争入札公告

山梨県立産業技術短期大学校が発注する山梨県立産業技術短期大学校女子トイレ改修工事に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年7月23日

山梨県立産業技術短期大学校 事務局長 中澤 一郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事の名称

山梨県立産業技術短期大学校女子トイレ改修工事

(2) 工事場所

山梨県甲州市塩山上於曾1308

山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス南エリア

本部・講義棟及び講義棟

(3) 工事内容

- ・女子トイレの一部につき和式トイレを洋式トイレに改修すること。
- ・その他周辺設備の改修等に関すること。

(4) 履行期間

契約の日から令和7年2月28日（金）まで

2 事務を担当する所属

山梨県立産業技術短期大学校

〒404-0042 山梨県甲州市塩山上於曾1308

メールアドレス：santandai@pref.yamanashi.lg.jp

3 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結するまでの期間（（9）、（10）、（12）及び（13）にあっては、それぞれ当該（9）、（10）、（12）及び（13）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求める参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

（1）山梨県内に本店を有する者であること。

（2）山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（管工事業）」に登載されている「管工事業 A 及び B」の者であること。

（3）企業の工事実績として、7百万円以上の管工事の実績（（元請として請負い平成21年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成引渡し済みの工事（※））を有する者であること。

※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

なお、発注機関については、山梨県、国機関、都道府県（政令指定都市を含む）、独立行政法人、市町村とする。

（4）契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者であって、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できるものであること。

（5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (6) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (7) 建設業法に基づく適正な技術者1名を配置できる者であること。
- (8) (7)の技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- ア 入札に参加を希望する者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。
- イ 死亡、傷病又は退職等県が認める場合を除き、工期途中で交代しないこと。
- (9) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (10) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）に入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (12) 公告の日から契約を締結する日までの期間に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (13) 公告の日の1月前の日から契約を締結する日までの期間に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考查項目の法令遵守における1から4までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加することができる。
- (14) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和6年8月2日（金）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和6年8月2日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において交付、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて、2に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

(3) 現地説明会の日時及び場所

① 日時 令和6年7月31日（水）午前11時

② 場所 山梨県甲州市塩山上於曽1308

山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス南エリア

本部・講義棟 1階 第1会議室

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和6年8月2日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所に持参または郵送（ただし、書留郵便に限る）すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和6年8月26日（月）午前11時

② 場所 山梨県甲州市塩山上於曽1308

山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 南エリア
本部・講義棟 1階 第1会議室

(6) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は無効とする
- ア この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
 - イ 入札条件に違反した者の行った入札
 - ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
 - エ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 言語 日本語
- ② 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金 免除（規則第108条の2の規定による）

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当するものは、これを免除する。また、規則第120条の規定に該当する場合は、違約金を徴収するものとする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前金払の有無 無

(8) その他

- ① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

- ② 詳細は、入札説明書による。

- ③ 問い合わせ先 山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス
総務・民間研修課
(電話番号 0553-32-5200)